

国立大学法人愛知教育大学における熱中症予防に関する基本方針について

令和7年6月30日

学 長 裁 定

（目的）

この基本方針は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）の教育、研究及び業務における熱中症予防に関し、学生、子ども（以下「学生等」という。）、教職員への理解啓発、環境整備、各種活動実施に関する判断、発生時の対応等の基本方針を定め、具体的な措置を講ずることを定めるものとする。

（対象）

この基本方針は、本学に所属する学生等及び教職員のほか、本学の主催事業参加者や来訪者を対象とし、熱中症予防に必要な措置を講ずる。また、学生等及び教職員については、学外での活動（海外渡航を含む）においても、本基本方針を踏まえた、熱中症予防の措置を講ずる。

（基本方針）

本学は、学生等、来学者並びに教職員の健康と安全を守るため、全教職員で、熱中症に関する基本的知識、その事故防止策及び応急措置等について共通理解を図るとともに、以下の措置を講ずる。

1. 健康支援センター及び関係部局・委員会・附属学校園が連携し、学生等に対し、自らの健康管理や主体的に熱中症予防ができるよう、熱中症事故防止に関する理解啓発及び情報提供に努める。【理解啓発】
2. 屋内空調設備の整備及び点検保守、休息できる空間等を確保するなど、熱中症事故を防止するための環境整備等を図る。

敷地内に、暑さ指数（WBGT）計等を設置¹するほか、事故発生時の応急措置に必要な設備・備品等（一次救命処置、経口補水液、冷却剤等）については、所要の予算を確保し、計画的に整備するとともに、全学で共用できるよう、管理部局及び保管場所等について情報共有する。【環境整備等】

¹ 暑さ指数（WBGT）計は、文部科学省が示す「保健室の備品等について」（令和3年2月3日付け初等中等教育局長通知）において、備えるべき備品に指定。

3. 環境省「暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等」（別添）を踏まえ、直近の「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」²に基づいて、授業や主催事業等の実施日時、会場又は内容を変更、場合によっては中止する。

ただし、暑さ指数の基準値に満たない場合であっても、活動場所や活動内容、学生等の健康状態を踏まえ、授業や主催事業等を変更又は中止する。

各種活動の所管部局・委員会は、暑熱環境時には本基本方針に基づいて変更又は中止することを想定して、各種活動の具体的な実施計画（代替措置等を含む。）を策定する。加えて、学生等や参加者に対し、熱中症事故を防止する観点から各種活動の実施内容を変更又は中止する可能性があることや、変更又は中止が前日から当日といった直前となる際の伝達手段等を周知し、取扱いの共通理解を図る。

特に、授業や研究等の教育課程に位置付く正課活動については、その関係部局・委員会は、担当教員（非常勤講師を含む。）に対し、本基本方針及び授業関係実施細則その他の学内関係規則等に基づいて暑熱環境時の対応を図るよう周知するとともに、適宜必要な支援、連携を行う。

学生の自主的な活動に対しても、活動中の心身の安全を確保するために、本基本方針に準じた対応を促すとともに、必要な措置が採られない場合には、一定期間課外活動施設の利用を制限する。

なお、実際の活動現場において暑さ指数を実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で公表されている WBGT 基準値を用いる。【各種活動実施に関する判断】

4. 労働安全衛生法等に基づき、熱中症患者を早期発見するための体制を整備し、体調不良を報告しやすい環境を整える。また、熱中症予防に関する情報や、熱中症患者発生時の対応手順（応急措置や救急車要請などを含む）など、重症化を防ぐための措置を周知する。

こうした取組を通して、熱中症患者発生時に、教職員及び学生等が協力し、迅速かつ的確な措置をとる。【発生時の対応】

5. 附属学校園においては、本基本方針のほか、文部科学省通知や環境省・文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」³等を踏まえ、必要な処置を講ずる。【附属学校園の対応】

² 熱中症警戒アラートは、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日の最高暑さ指数（WBGT）が 33 以上（予測値）に達する場合等に発表。熱中症特別警戒アラートは WBGT 指数 35 以上。

³ 環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成（令和 3 年 5 月）。気候変動適応法等の改正など、熱中症対策をめぐる状況の変化に対応し、各学校等における熱中症事故防止に必要なチェックリストを収録するなど、随時、改訂や追補。

(附則)

1. この基本方針は、今後、熱中症予防に関する最新の知見等や学内における熱中症対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、随時、改正する。

2. この基本方針は、令和7年6月30日から適用する。

(別添) 暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等 (環境省)

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度 ※3	注意すべき 活動の目安	日常生活に おける注意 事項※1	熱中症予防運動指針 ^{※2}
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 ^{※4} は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。

21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
--------	--------	--------	---------------	------------------------------------	--

（※１） 日本生気象学会『日常生活における熱中症予防指針 Ver.3』（2013）より

（※２） 日本スポーツ協会『熱中症予防運動指針』（2019）より。同指針補足；熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

（※３） 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、１ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

（※４） 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。